

公益財団法人鳥取県スポーツ協会表彰規程 内規

(目 的)

第1条 この内規は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会表彰規程（以下「規程」という。）の運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(体育功労章)

第2条 体育功労章の表彰基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として10年以上にわたり、地域スポーツの普及振興に著しく貢献のあった者を含むものとする。
- (2) 原則として55歳以上を対象とする。
- (3) 推薦人員は、1団体1名とする。
- (4) 候補者は、原則として郡市及び競技団体等における功労の受賞歴があること。
- (5) 故人の場合は、没後1年以内であること。
- (6) 功績が充職によると認められる者は、対象としない。
- (7) 現に学校職員である者は、学校教育以外の分野における功績が著しい者に限り、退職年次に対象とする。

(優秀指導者賞)

第3条 優秀指導者賞の表彰基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として5年以上にわたり、監督として選手の育成強化に努力し優秀な成績をあげた者
- (2) 原則として10年以上にわたり、職域地域において、スポーツの普及指導に著しく貢献した者
- (3) 推薦人員は、1団体1名とする。
- (4) 故人の場合は、没後1年以内であること。
- (5) 現に学校職員にある者は、学校教育指導全般において優れていると認められる者であること。

(スポーツ賞及びスポーツ敢闘賞)

第4条 スポーツ賞及びスポーツ敢闘賞に該当する大会は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、大学生の場合は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「協会」という。）又は協会の加盟団体を母体として出場したものに限る。

- (1) 国民体育大会
- (2) 各競技団体主催の全日本選手権大会
- (3) 全日本学生選手権大会
- (4) 全日本実業団選手権大会

(5) 全国高等学校総合体育大会

(6) 全国中学校選抜大会

(7) その他第1号から第6号に掲げる大会以上の大会

2 規程第1条第3号に規定する上位とは、3位以内の入賞とする。

3 規程第1条第4号に規定する入賞とは、4位からその大会規定に定める入賞とする。
ただし、入賞に関する規定が明記されていない大会にあっては、8位までを入賞として扱う。

(スポーツ敢闘賞)

第5条 スポーツ奨励賞に該当する大会は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 全国高等専門学校大会

(2) 全国高校定時制・通信制総合体育大会

(3) 全国職域大会

(4) その他第1号から第3号に掲げる大会以上の大会

2 規程第1条第5号本文に規定する上位とは、3位以内の入賞とする。

3 規程第1条第5号ただし書きに規定する大会規定に定める入賞については、入賞に関する規定が明記されていない大会にあっては、8位までを入賞として扱う。

(チーム入賞の人数)

第6条 前2条におけるチーム入賞の人数は、その大会規定によるエントリー人数とする。

(推薦対象)

第7条 第2条から第5条の推薦の対象は、協会加盟競技団体に所属しているものとする。

(優良団体賞)

第8条 規程第1条第3号に規定する継続的とは、概ね10年以上とする。

2 規程第1条第3号に規定する優れた実績とは、活動がその地域又は職場等のスポーツ振興に貢献しているとともに、他の団体の範に足ると認められるもの又は、長年にわたり本県スポーツの振興に多大な貢献をしたと認められるものとする。

3 規程第1条第3号に規定する団体等とは、地域及び職域等のスポーツクラブ、学校、大学の運動競技部、実業団等とする。

4 同一団体に対する表彰は、原則として10年間を行わないものとする。

(特別賞)

第9条 規程第1条第7号(1)に規定する国際大会とは、次の各号に掲げるとおりとする。

る。

(1) アジア大会

(2) ユニバーシアード大会

(3) 各競技別世界選手権大会等（1年若しくは複数年に1回の大会を開催して優勝者を決定する大会、又は年に数試合開催しそれぞれの順位をポイントに換算して総合得点で年間優勝者を決定するワールドツアー形式の大会をいう。）

2 前項に規定する特別賞の対象は、本県在住又は本県出身等本県にゆかりのある者とする。

3 規程第1条第7号（1）に規定する優秀な成績とは、大会規定に定める入賞とする。

（選考委員）

第10条 選考委員は、理事会の承認を得て選任し、その任期は2年とする。

2 選考委員の郡市代表5名の内訳は、東部2名、中部1名及び西部2名とする。

（感謝状）

第11条 感謝状の贈呈先は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本会の発展に寄与した者

ア 会長・副会長・専務理事 6年

イ 理事・評議員 10年（通算）

ウ 加盟団体の会長 10年

(2) 全国大会において上位に入賞したチーム又は選手を育成した企業等

2 前項第1号に規定する者に対する感謝状は、その職を退任する際に贈呈する。

附 則

この内規は、公益財団法人鳥取県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この内規は、平成25年2月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年10月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年1月24日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年10月7日から施行する。